# tanabe en+レンタルスペース等利用規約

（趣旨）

第１条　この規約は、南紀みらい株式会社（以下「運営会社」という。）が運営する田辺市市街地活性化施設 tanabe en+（以下「施設」という。）における２階のワークスペースと会議室、マルシェスペース、附属設備（以下「レンタルスペース等」という。）について、施設利用者に対してコワーキングスペース、貸会議室等の用途として提供するため、その利用にあたり必要な事項を定める。

（メンバー制度）

第２条　レンタルスペース等の利用は、tanabe en+メンバー登録を済ませた者（以下、「メンバー」という。）のみ可能とする。

（利用目的）

第３条　レンタルスペース等のうち、２階のワークスペースと会議室は主に各種セミナー、講演会、打合せ、会議等（ワークスペースについてはコワーキングスペースとして１人１席の利用も可能）の用途としての利用を原則とし、マルシェスペースにおいては多目的な利用を可能とするが、マルシェスペースの利用に関する注意事項（別紙１）の内容を遵守して利用するものとする。

２　レンタルスペース等は宗教や政治等の目的、法律に反する目的、その他、非常識的な行為等による利用は禁止する。

（利用時間）

第４条　利用時間は別表１に掲げる内容を限度とする。

２　利用時間を延長する場合は運営会社に連絡し、許可を得るものとする。ただし、次の利用者に支障が発生する場合は、延長不可とする。

３　利用時間は準備及び後片付け、確認時間を含むものとする。

（利用料金）

第５条　レンタルスペース等の利用料金は別表１に掲げる内容とする。

２　利用者は、利用内容、利用時間等に応じた利用料金を利用終了と同時に一括して運営会社に対して支払う。

（利用申請）

第６条　レンタルスペース等の利用を希望する者は、利用開始前に、tanabe en+レンタルスペース等利用申請書（様式第１号）に、必要事項を記載し、運営会社に提出しなければならない。

２　マルシェスペースの利用に関しては、前項に掲げる利用申請書とは別に、tanabe en+マルシェスペース利用誓約書（様式第２号）に署名し、運営会社に提出しなければならない。

３　マルシェスペースの利用は、同一利用者による利用申請時点を含めた利用期間中の新

たな申請は不可とし、新たな利用申請は必ず利用期間終了後とする。

４　マルシェスペースの利用を希望する者(以下「希望者」という。)は、利用開始日の７日前までに、tanabe en+レンタルスペース等利用申請書（様式第１号）に、tanabe en+マルシェスペース利用誓約書（様式第２号)、その他関係書類を添えて、運営会社に申請しなければならない。

（利用制限）

第７条　利用者は、第三者にレンタルスペース等の利用権の全部または一部の譲渡あるいは転貸することはできない。また、利用者が、この規約に反し、レンタルスペース等の利用権の全部または一部の譲渡あるいは転貸した場合、直ちに利用を停止し、今後一切の利用資格を剥奪する。さらに、レンタルスペース等に損害が発生した場合は、その損害を全額賠償するものとする。

２　利用申請受付後、または、利用途中においても、次の各号のいずれかに該当する場合は、運営会社の判断で申請の取り消しや利用停止等の処置を行うこととする。この場合に生じる利用者のいかなる損害に対しても、運営会社は一切の責任を負わない。

(1)申込時の利用目的と実際の利用内容が著しく異なる場合

(2)利用申込書のご記入内容に、偽りがあると認められた場合

(3)管理上または風紀上好ましくないと認められる場合

(4)許認可もしくは資格が必要な内容での利用を、許認可もしくは資格がない状態で開催、利用すること

(5)運営会社の許可なく、レンタルスペース等外で、作業や催事行為（撮影、掲示、印刷物の配布、募金行為、販売行為、各種勧誘等）をした場合

(6)暴力行為、反社会的行為、及びそれらの活動、または業務内容が不明確な団体が主催、協賛及び後援等を行う場合

(7)危険物の持込、または危険物の持ち込みによる人身事故、施設・レンタルスペース等・を破損・汚損・紛失した場合

(8)展示および装飾施工上、会場内に釘、鋲、アンカーの打設、許可無く糊・強粘着テープ等を張った場合

(9)音、振動、臭気の発生等により、周囲に迷惑を及ぼす、またはその恐れがある場合

(10)来場者数がレンタルスペース等の許容範囲を超え、周囲に迷惑を及ぶ場合

(11)指定外駐車場および近隣建物の敷地、路上等にバイク、自転車を駐輪、または自動車を駐車した場合

(12)運営会社からの注意に従わず、また本規約に違反すると判断した場合

(13)その他レンタルスペース等の管理運営上、支障があると判断する場合

(14)未成年のみの利用(未成年の利用は、保護者、責任者を同伴すること)

(15)指定場所以外で喫煙が発覚した場合(施設は全館禁煙)

(16)他のレンタルスペース等利用者、近隣住民の迷惑となる大きな音を出す場合

(17)施設の屋内、屋外を問わず、レンタルスペース等において撮影された画像や動画を運営会社に無許可で運営会社が運営する媒体以外に掲載、運営会社のウェブサイトに掲載されている画像を無許可で転載した場合

（利用の取り消し）
第８条　利用に関わらず、本規約に反すると運営会社が判断した場合は、利用を取り消すこととする。この場合、受領した利用料金は、返金しないものとする。

（利用申請後のキャンセル）
第９条　利用申請後、やむを得ない理由により利用をキャンセルする場合、利用申請者は速やかに運営会社に連絡しなければならない。
２　前項の理由によりキャンセルとなった際、すでに受領している利用料金があった場合は返金しないものとする。
３　利用当日のキャンセルについては、利用料金の 100%のキャンセル料を徴収するものとする。

（弁済及び免責）
第 10 条　利用者は、次の各号のいずれかに該当する損害行為を行った場合、運営会社に対し、その損害について代価をもって弁済しなければならない。
⑴ レンタルスペース等を毀損、汚損、紛失させた場合
⑵ 利用者が本規約に違反したことによって、運営会社が損害を被った場合
２　レンタルスペース等利用中の展示物及び利用者、参加者が持ち込んだ物（貴重品を含む）等の盗難、破損事故については、その原因の如何を問わず、運営会社は一切の責任を負わない。
３　天変地異、関係各省庁からの指導、その他、運営会社の責に帰さない事由により利用が中止された場合、運営会社はその損害について一切の責任を負わない。
４　運営会社の責に帰すべき事由により、利用者が損害を被り、その損害の賠償を運営会社に請求した場合は、受領した料金を限度として、賠償するものとする。ただし、利用者の損害の内、機会損失等の逸失利益については、その損害の責任を負わない。

（利用後の原状回復）
第 11 条　利用者は、利用終了後は利用前の状態まで原状回復しなければならない。
２　利用者は、利用にあたり発生した残材やごみ等は、すべて持ち帰らなければならない。

（その他）
第 12 条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は、運営会社が別に定める。

附　則
この規約は、令和２年８月１日から施行する。
附　則（令和５年６月 12 日）
この規約は、令和５年７月１日から施行する。

別表１（第４条、第５条関係）

（１）レンタルスペース

| 種別 | 区分 | 利用料金 | 利用可能範囲 |
|---|---|---|---|
| マルシェスペース（１区画につき） | １日 | 2,000 円 | 開館時間内 |
| ２階会議室 | １時間につき | 500 円 | |
| | ３時間につき | 1,200 円 | |
| | １日 | 3,000 円 | 開館時間内 |
| | 夜間 | 1,500 円 | 午後７時～午後９時 |
| ２階ワークスペース（全面利用） | ３時間につき | 2,000 円 | |
| | ５時間につき | 3,000 円 | |
| | １日 | 5,000 円 | 開館時間内 |
| | 夜間 | 3,000 円 | 午後７時～午後９時 |
| ２階ワークスペース（１人１席利用） | １時間につき | 400 円 | |
| | ３時間につき | 800 円 | |
| | １日 | 1,200 円 | 開館時間内 |
| | １月 | 10,000 円 | 開館時間内 |

（２）附属設備

| 種別 | 区分 | 利用料金 | 利用可能範囲 |
|---|---|---|---|
| プロジェクター | １日 | 1,000 円 | 開館時間内 |
| スクリーン | １日 | 500 円 | 開館時間内 |
| 大型モニター | １日 | 500 円 | 開館時間内 |
| マイクセット | １日 | 1,000 円 | 開館時間内 |
| ＷＥＢカメラ | １日 | 無料 | 開館時間内 |
| スピーカーマイク | １日 | 無料 | 開館時間内 |
| tanabe en+屋台 | １日 | 無料 | 開館時間内 |

備考

１　開館時間は、午前 10 時から午後７時を原則とし、事前に運営会社の許可を受けた場合は午前 10 時から午後９時とする。

２　利用料金の算出に当たっては、１時間に満たない端数時間は、１時間として計算する。

３　利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

４　２階ワークスペース（１人１席利用）の利用料金は、利用者が田辺市内に住所を有する者又は田辺市内に事務所もしくは事業所を有する場合にあっては、利用料金の額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。

５　付属設備のうち、プロジェクター、スクリーン、大型モニター、マイクセット、ＷＥＢカメラ、スピーカーマイクについては２階のみ、tanabe en+屋台については、マルシェスペースのみの利用に限る。

別紙１（第３条関係）

# マルシェスペースの利用に関する注意事項

【全般にかかる注意事項】

■利用可能時間は 10:00 ～ 19:00（搬入 9:00～、搬出～19：30）です。

■駐車場のご用意はありません。車両を使われる方は、田辺駅前市営駐車場等をご利用ください。※路上駐車及び近隣地区への無断駐車固くお断りしています。

■事前の荷物送付については受付しておりません。当日お持ちください。

■利用者の方の荷物の保管はございません。利用者各自の管理でお願いいたします。

■施設内、禁煙となっております。

■利用の際に出たゴミは、利用者の方で必ずお持ち帰りください。

■営業行為を行う場合、売上金の管理は、利用者各自で行ってください。盗難、紛失等があった場合、運営会社では一切責任を負わないこととさせていただきます。

【利用内容に関する注意事項】

■食品を販売する場合、生もの（刺し身、すし等）、生クリームや乳製品の取り扱いや、生の食肉・魚介類の販売は出来ません。その場での製造・加工・調理は、煮る・焼くなどの簡易なもので加熱処理が行われるものに限ります。また、仕込みの必要な原材料を使用する場合は、あらかじめ営業許可を受けた施設等で仕込みを行い、必要に応じて使用（調理）直前まで十分に冷蔵したものを使用してください。

■tanabe　en+屋台ご利用の際、特に調理行為を行う場合などには汚損にくれぐれもご注意ください。

■非食品を販売、展示する場合、コピー商品（模造品）、薬物（麻薬類、違法商品）、医薬品、医薬部外品、ポルノ商品、契約商品（不動産、金融関連など）　無形財産の出店を禁止いたします。　また、政治、宗教の勧誘活動、募金・寄付活動、騒音・悪臭・通行の妨げになるような行為を禁止いたします。

■利用者が販売した商品に対する責任は利用者に帰属します。商品等の販売を行う場合は、商品の事由による怪我、食中毒予防等に万全の注意をし、各種保険に加入するなど被害者の救済が確実に可能な準備をお願いします。また、来場者に与えたケガ等についても、運営会社では一切責任を負わないこととさせていただきます。

■販売価格については適正価格での販売をお願いいたします。

【その他の注意事項】

■全ての設置物及び営業行為は、決められた利用場所でお願いします。

■会場通路及び利用場所以外での展示・販売・PR 活動は禁止します。

■来場者の整理・誘導は、利用者各自の責任において行ってください。

■音響機材を用いる際は、近隣への配慮を持った音量としてください。

■運営の妨げになる場合、また tanabe　en+レンタルスペース等利用規約、本注意事項に記載された内容を守っていただけない場合は利用の取り消しや次回からの利用をお断りす

る場合があります。

■調理販売、食品販売等では、和歌山県への露店営業許可申請、または食品営業類似行為に関するイベント等開催届が必要となります。届け出は利用者各自で行っていただき、届出書が受理されたことがわかる資料（写し可）を利用開始前に運営会社へご提出ください。

■電源については１利用者につき１電源使用可能です。不足する場合は利用者でご用意ください。

■調理に火を利用する場合、プロパンガス等の利用は可能ですが、手配は出店者各自で行ってください。また、運営会社が消火器を用意いたしますので設置位置を事前に確認してください。

■出店に際して火を利用する場合、不燃物の設置など消防法に則ったブース作りを行ってください。また tanabe　en+屋台ご利用時に火を使用する際は、必ず天幕を外してください。

■マルシェスペース内に給水設備は２箇所ございますが、排水設備はございませんので、給水のみ利用可能とし、調理器具の洗浄等、排水が必要な行為は行えません。

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

南紀みらい株式会社　宛て

## tanabe en+レンタルスペース等利用申請書

tanabe en+レンタルスペース等利用規約第６条の規定により、次のとおり申請します。

<table>
<tr><td rowspan="2">申　込　者</td><td>住　所</td><td></td><td>連絡先</td><td></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td><td>ﾒﾝﾊﾞｰID</td><td></td></tr>
<tr><td>利　用　区　分</td><td colspan="4">□マルシェスペース　□２階会議室　□２階ワークスペース（全面利用）</td></tr>
<tr><td>利　用　日　時</td><td colspan="4">年　月　日　時　分　から<br>年　月　日　時　分　まで</td></tr>
<tr><td>利　用　時　間</td><td colspan="4">□１時間　□２時間　□３時間　□５時間　□夜間　□１日</td></tr>
<tr><td>付帯設備の使用</td><td colspan="4">□プロジェクター　□スクリーン　□大型モニター　□マイクセット<br>□ＷＥＢカメラ　□スピーカーマイク　□tanabe en+屋台</td></tr>
<tr><td>利用目的<br>（実施内容を具体的にご記入ください）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>※イベント利用の場合<br>告知について</td><td colspan="4">tanabe en+ホームページ内イベントページにて告知を掲載いたします。<br>□希望する　□希望しない<br>（※ご希望される際は、画像や文章等のご準備をお願いいたします）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">※スタッフ記入欄<br>担当　印</td><td>受付</td><td>入力</td><td>検印</td><td>備考</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

備考

１　マルシェスペースを利用する場合は、利用内容の詳細がわかる資料（営業行為であれば販売メニューや商品写真等）を添付。

２　マルシェスペースの利用において、調理販売、食品販売等を行う場合は、和歌山県への露店営業許可申請や食品営業類似行為に関するイベント等開催届が受理されたことがわかる資料（写し可）を添付。

様式第２号（第６条関係）

# tanabe en+マルシェスペース利用誓約書

田辺市市街地活性化施設 tanabe en+マルシェスペースを利用するにあたり tanabe en+レンタルスペース等利用規約を充分理解のうえ、下記事項を厳守することを誓約いたします。

【誓約事項】

1. 私は、利用場所・利用時間などを含めた一切について、運営会社の指示に従います。
2. 私は、暴力団又は暴力団関係者ではありません。
3. 私は、いかなるときも周囲への安全に十分注意します。万が一、来場者に怪我等をさせてしまった場合は、一切の責任を取ります。また、速やかに運営会社に報告します。
4. 私は、通行客や他の利用者に対し、不快を与えるような行為を行いません。
5. 私は、食品衛生に十分注意します。保健所への申請等については、個人の責任で行い、食中毒やその他事故の一切の責任を取ります。（運営会社では責任を負いかねます。）
6. 私は、ゴミの発生などをできるだけ少なくするように努力し、利用場所付近については責任をもって整理・清掃します。
7. 私は、準備・片付けを他の利用者と協力して行います。また、備品等に損害を与えた場合は、運営会社が相当と認める損害額を賠償します。
8. 私は、運営会社にお届けした事項はすべて事実に間違いなく、これらに変更が生じたときは、速やかに運営会社に連絡します。
9. 上記事柄以外の問題が発生した場合は、双方話し合いによって問題解決にあたることを基本とします。

上記事項の内容を理解した上で、次の通り本誓約書に署名押印いたします。

令和　　年　　月　　日

住　　所

利用者氏名　　印